

住宅耐震化促進事業に係る
補助金代理受領取扱要領

改正 令和5年4月21日

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅耐震化促進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、西宮市住宅耐震改修促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、補助事業者が本事業に係る補助金の受領を、要綱に係る契約を締結した者（以下「耐震事業者」という。）に委任して行うこと（以下「代理受領」という。）等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱において使用する用語の例による。

(対象)

第3条 代理受領の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修計画策定費補助
- (2) 耐震改修工事費補助
- (3) 簡易耐震改修工事費補助
- (4) 屋根軽量化工事費補助
- (5) 除却工事費補助

(届出)

第4条 要綱第4条の交付申請を行う者は、本要領で定める代理受領の手続きを行おうとする場合、代理受領届出書（様式第代理1号）を同条に係る書類に添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、補助事業実績報告書を提出するまでに届け出ることができる。

(届出確認通知及び届出の取下げ)

第5条 市長は、代理受領届出書を提出した補助事業者に対し、代理受領届出確認通知書（様式第代理2号（以下「届出確認通知書」という。））を送付するものとする。ただし、市長が届出確認通知書の送付を不要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 前条の届け出を行った者は、代理受領を取り止めようとするときは、補助事業実績報告書を提出するまでに代理受領届出取下届（様式第代理3号（以下「届出取下届」という。））を市長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が補助事業を取り止めたときは、代理受領届出書はその効力を失う。

(届出の内容の変更等)

第6条 代理受領届出書の内容に変更が生じる場合は、補助事業者は代理受領に係る変更届(様式第代理4号(以下「代理受領変更届」という。))を、補助事業実績報告書を提出するまでに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要と認める場合に、代理受領変更届を提出した補助事業者に対し、代理受領届出変更確認通知書(様式第代理5号(以下「届出変更確認通知書」という。))を送付するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 代理受領の手続きを行う補助事業者は、補助事業実績報告書を提出する際に、代理受領に係る補助事業内訳説明書(様式第代理6号(以下「内訳説明書」という。))を市長に提出しなければならない。

2 内訳説明書の提出にあたり、補助事業者は、それに記載した差引金額が補助事業者から耐震事業者に支払われたことを証する領収書の写しを添えなければならない。

3 補助事業者は、補助金額確定通知書を受領した後、補助金の受領に係る委任状(様式第代理7号(以下「代理受領委任状」という。))を市に提出することにより、補助金の受領を耐震事業者に委任することができる。

4 代理受領委任状により補助事業者の委任を受けた耐震事業者は、市長に補助金の交付を請求することができる。

5 市長は、耐震事業者からの請求書に基づき、当該請求に係る補助金を耐震事業者に交付するものとする。

(取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要領に基づく手続きはなかったものとみなす。

(1) 市長が補助事業の交付決定を取り消した場合

(2) 市長が補助事業の廃止を承認した場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本要領によらず、本事業を遂行することができる。

(1) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

(2) 法令、要綱又はこの要領に違反した場合

(3) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

(その他)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 2 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 4 月 2 1 日から施行する。